

高浜差し止め異議認めず

大津地裁3、4号機停止続く

関西電力高浜原発3、4号機（高浜町）の運転差し止めを命じた3月の仮処分決定について、大津地裁（山本善彦裁判長）は12日、関電が取り消しを求めて申し立てた異議を退ける決定をした。仮処分の効力は維持され、高浜2基は引き続き、法的に運転できない状態が続く。関電は決定を不服とし大阪高裁に近く抗告する方針。

（彦辰則）【5面に論説】

関電 近く抗告へ

同地裁は6月、仮処分の効力を一時的に止める関電の執行停止の申し立てを却下。3月の決定を含め、いずれも山本裁判長が担当した。関電は運転禁止期間が長期化する可能性があると見て、2基の燃料を8月に取り出すと既に表明している。

今回、山本裁判長は「新規制基準に従い、（国の）許可を受けたからといって、安全性が確保されている」とみ

は、新規制基準が対策として十分であるとはいえない」とした。

3月の決定では「福島事故を踏まえた原子力規制行政の変化や、関電の対応について説明が尽くされていない」と指摘。さらに2基に関し、設計思想や耐震性、津波対策や避難計画などの問題を挙げ「住民の人格権侵害の恐れが

強い」と判断していた。6月の決定もほぼ同様の内容だった。

高裁で事業者 丁寧な説明を

高浜町長、知事が談話
関西電力が高浜原発3、4号機の運転差し止め仮処分を取り消すよう求めた異議を大

大阪高裁審理 半年超か

関西電力が抗告した場合、大阪高裁に移される。先の執行停止申し立てと今回の異議審

津地裁が却下したことを受け、高浜町の野瀬豊町長は12日、「残念ではあるが、事業者は高裁では、より丁寧で分かりやすい説明をしっかりと行い、司法判断が二転三転する状況が繰り返されることのないように、全力を尽くしてほしい」とコメントした。西川知事も国や事業者に対し「原発の安全性や必要性など判断がなされるべきだ」とし

について十分説明を尽くし、原子力に対する国民、県民の理解を一層深める必要がある」と求めた。

西川知事はコメントで「再稼働に関して、仮処分のよくなやり方で争われることは課題があると思う」と主張。その上で「司法において、できるだけ迅速に最終的な判断がなされるべきだ」とし

では、同じ裁判官による判断が続いたが、同高裁では別の裁判官の下で審理されることになる。

今後の見通しについて、滋賀県の住民側は「担当する裁判官は、原発について一から勉強することになる。判断が出るまでに少なくとも半年以上はかかるだろう」との見方を示した。

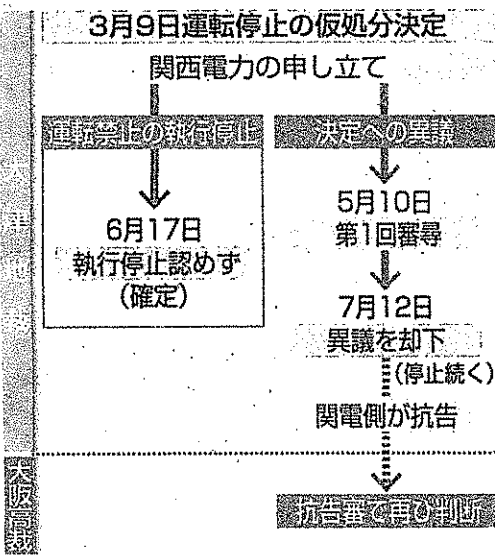
同高裁での抗告審で、関電の申し立てが認められると、運転が可能になる。認められなかった場合は現時点と同様、仮処分の効力が継続する。仮処分は民事訴訟の判決が確定するまでの間の暫定的な手続きとなる。この仮処分の本訴訟は、同地裁で係争中の

た。

全国原子力発電所所在市町村協議会（全原協）会長を務める洲上隆信敦賀市長は「協議会として司法判断に意見を述べることが差し控える。国は自らの責任で示した政策や、自らが行った規制について、国民への説明責任をしっかりと果たしていただきたい」とのコメントを発表した。

山口治太郎美浜町長は「司法判断についてコメントは差し控えてさせていただきます」とし

高浜原発3、4号機 運転を巡る手続き



同高裁での抗告審で、関電の申し立てが認められると、運転が可能になる。認められなかった場合は現時点と同様、仮処分の効力が継続する。仮処分は民事訴訟の判決が確定するまでの間の暫定的な手続きとなる。この仮処分の本訴訟は、同地裁で係争中の

7/3 福井